

## 就労選択支援事業の人員及び設備に関する基準等

### 1 就労選択支援事業の概要等について

#### (1) 就労選択支援事業の概要

就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向、就労するために必要な配慮その他の整理を行い、又はこれに併せて当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な関係者との連絡調整、就労に係る情報の提供及び助言その他の便宜を提供するものです。

障害福祉サービスの事業所として指定を受けるためには、法人であること等の要件がありますので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等を確認の上、事業所の開設をご検討ください。（指定の要件については、「指定申請にあたっての注意事項及び受付スケジュール」を参照してください。）

#### (2) 事業計画について

障害福祉サービス事業を実施するためには、人員及び設備の基準を満たしていることはもちろんのことですが、運営に関する基準に従って事業運営を実施できることが条件となります。

#### (3) 事業の規模について

就労選択支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有する必要があります。

### 2 実施主体について

以下要件いずれか満たす事業者であること

要件①	過去3年間に於いて、利用者3名以上を一般の企業等に就職させた就労移行支援または就労継続支援事業所を現在も運営している法人
要件②	①と同様の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると認められた法人（例、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、要件①を満たすもののような事業者）

### 3 人員及び設備に関する基準について

#### (1) 人員に関する配置基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	次のいずれかに該当する者であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者                (社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士等)</li> <li>・社会福祉事業に2年以上従事した者</li> <li>・上記2項目と同等以上の能力を有すると認められる者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則専らその職務に従事する者1名</li> </ul>
就労選択支援員	就労選択支援員養成研修の受講(※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤換算で、利用者数を15で除した数以上</li> </ul>

※1 就労選択支援員養成研修の受講要件は、障害者の就労支援に関する基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あること。

#### 【就労選択支援員養成研修に係る令和9年度末までの経過措置】

下記の5つの研修のうち、いずれかの研修修了者は、令和9年度末まで就労選択支援員とみなすことができる。

- ・障害者の就労支援に関する基礎的研修
- ・就業支援基礎研修(就労支援員対応型)
- ・訪問型職場適応援助者養成研修
- ・サービス管理責任者研修専門コース別研修(就労支援コース)
- ・相談支援従事者研修専門コース別研修(就労支援コース)

詳細については、厚生労働省通知「就労選択支援の実施について」をご確認ください。

#### 【注意事項】

- ① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間(32時間を下回る場合は32時間を基本)に達していることをいいます。※ 育児・介護休業法により勤務時間短縮されている場合は例外あり。

## (2) 設備に関する基準

設備	内容
訓練・作業室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練又は作業に支障がない広さを有すること。</li> <li>・訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</li> </ul>
相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。(多目的室と兼用可)</li> </ul>
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の特性に応じたものであること。</li> </ul>
便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の特性に応じたものであること。</li> </ul>
多目的室その他運営に必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の特性に応じたものであること。</li> </ul>
消火設備その他非常災害に際して必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法その他の関係法令等に規定された設備を設置すること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備については、専ら指定就労選択支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</li> </ul>	

## (3) その他の留意事項

- ① 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気、適温調整等、利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものであること。
- ② 緊急時、非常災害時の対策として、安全な避難手段、経路を確保すること。
- ③ 事業を実施するにあたっては、当該建物が都市開発法、建築基準法、消防法等の法令に適合している必要があります。
- ④ 便所等、利用者が1人になるか、その可能性が高いスペースには、緊急呼び出しを設置することが望ましいです。
- ⑤ 設備等に関する使用権原を確保すること。土地、建物等については、就労選択支援事業所を安定的に運営ができるよう適切な権原取得（例えば賃貸借契約の締結）が行われていることが確認できるものに限りします。